入札説明書

令和元年札幌市告示第 5265 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和元年９月 27 日

２　契約担当部局
〒０６０－８６１１　　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係
電話０１１－２１１－２４９２　　ＦＡＸ０１１－２１８－５１１４

３　入札に付する事項
(1) 役務の名称
業務第３３号　令和元年度札幌市自転車活用推進計画策定検討業務
(2) 調達案件の仕様等　　仕様書による。
(3) 履行期間　　契約締結の日から令和２年２月２８日まで
(4) 入札方法　　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
(5) 平成３１・３２年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
(7) 国又は地方公共団体が発注した、自転車活用推進計画等の自転車関連計画又は総合的な交通に関する計画の策定に係る業務を元請として履行した実績があること。

５　入札書の提出方法等
(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒０６０－８６１１　　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎５階
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係
電話０１１－２１１－２４９２　　ＦＡＸ０１１－２１８－５１１４
(2) 入札の日時及び場所　　令和元年１０月１１日（金）１４時００分
札幌市役所本庁舎５階北西側会議室
(3) 入札書の提出方法　　入札書は、別添の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。送付及び電送による提出は認めない。
(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法　　「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」（様式１）を用いて、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
イ 提出先及び提出期限　　上記２の契約担当部局へ、令和元年 10 月８日（火）１７時１５分までに提出すること
ウ 回答の方法　　質問を受理した日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ（http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/）に掲載する。
(5) 入札の無効　　本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は入札後直ちに上記５(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得な事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

7　その他

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　要。ただし、札幌市契約規則第２５条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 最低制限価格の設定　　無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４の入札参加資格を有することを証する書類（下記(5)参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ（http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/）に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式２）

イ 同種業務等実績書（様式３）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその５日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項　　別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して１０日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所　　上記２に同じ

イ その他　　提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

様式１

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和　　年　　月　　日

総合交通計画部都市交通課都市交通係　あて

会　社　名
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者（所属（職）　　氏　名　　）

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和　　年　　月　　日　　時　　分	役務番号	
役務名			
質問内容			

注１　質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。
注２　質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。
注３　役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回　答

回答内容	

様式２

一般競争入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
債権者コード

令和元年９月 27 日付けで入札告示のありました業務第３３号　令和元年度札幌市自転車活用推進計画策定検討業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記１の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記２の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 平成３１・３２年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

(7) 国又は地方公共団体が発注した、自転車活用推進計画等の自転車関連計画又は総合的な交通に関する計画の策定に係る業務を元請として履行した実績があること。

２　一般競争入札参加資格確認資料

□ 同種業務等実績書
　□ 契約書・請書の写し　または　□「テクリス」の登録内容確認書の写し
　□ 設計書・仕様書
　□ その他資料（　　）
□ 競争入札参加資格認定通知書の写し

注１　添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。
注２　その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。

様式３

同 種 業 務 等 実 績 書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①	業　務　名				テクリス登録番号
	発　注　者		契約金額		
	履行期間	年　月　～　年　月			
	業務概要				
②	業　務　名				テクリス登録番号
	発　注　者		契約金額		
	履行期間	年　月　～　年　月			
	業務概要				
③	業　務　名				テクリス登録番号
	発　注　者		契約金額		
	履行期間	年　月　～　年　月			
	業務概要				
④	業　務　名				テクリス登録番号
	発　注　者		契約金額		
	履行期間	年　月　～　年　月			
	業務概要				

注１　直近の業務を４件まで記載すること。
　２　「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。
　３　契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。
　４　業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること
　５　この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和元年度　札幌市自転車活用推進計画策定検討業務　仕様書

１．背景

本市における自転車施策については、平成 23 年５月に策定した「札幌市自転車利用総合計画」に基づき、駐輪場整備や通行空間の整備、ルール・マナー啓発等が進められている。

一方、国においては、平成 29 年に「自転車活用推進法」が施行され、自転車の走行・駐輪環境の充実に加え、健康増進や観光スポーツに係る観点などの新たな観点が盛り込まれるとともに、各地方公共団体に地方版の「自転車活用推進計画」を策定することが努力義務として定められている。

上記の動向を踏まえ、本業務では、既存計画をベースとしながら、自転車活用推進法の考え方に基づいた地方版自転車活用推進計画の策定に向けた検討を行うと同時に、市民への自転車利用に係るアンケート調査を行う。

２.業務内容

（１）札幌市版自転車活用推進計画（案）の作成

ア）他都市の自転車活用推進計画の事例収集

北海道自転車活用推進計画や札幌市以外の市町村で既に策定されている地方版の自転車活用推進計画について、構成や特徴などをまとめ、整理するとともに、札幌市版の自転車活用推進計画策定に当たって参考となりそうなものを抽出する。

イ）関連計画の整理と抽出

札幌市における各種行政計画について、自転車活用推進法における各観点に関係する可能性のあるものを調査・整理し、そのうち自転車に係る項目や記述を抽出する。

ウ）札幌市自転車利用総合計画の整理

札幌市自転車利用総合計画について、各施策の進捗や検討状況を整理し、北海道自転車活用推進計画との整合性を図りながら、自転車活用推進計画に組み込むべき内容や施策を抽出する。

エ）札幌市都心部自転車通行空間の明確化に向けた取り組みの整理

平成 30 年 3 月に策定した「札幌市都心部自転車通行空間の明確化に向けた取り組み」について、自転車活用推進計画における通行空間の整備に係る項目に組み込むべき内容等を抽出する。

オ）自転車に係る各データの整理

札幌市自転車利用総合計画の内容を参考に、自転車活用推進計画の策定に当たって必要と考えられる自転車に関するデータを取りまとめ、整理する。必要となるデータについては、適宜市から提供する。

カ）自転車に係る基本的な理念の整理

札幌市自転車利用総合計画及び自転車活用推進法の観点や考え方を踏まえ、札幌市における自転車の利活用に係る基本的な理念を新たに整理する。

キ）札幌市版自転車活用推進計画（案）の作成

（ア）～（キ）で整理した各項目をとりまとめ、自転車活用推進計画（案）を作成する。

（２）アンケート調査

札幌市民を対象に、WEB アンケート調査を実施し、自転車利用実態（利用目的、利用頻度、利用意識等)、郊外部のサイクリング実態等の自転車利用実態の把握を行う。なお、以下に配慮する。

・「①スクリーニング調査」、「②本調査」の２段階で WEB アンケートを実施する。
・「①スクリーニング調査」は、WEB アンケートモニター約 10,000 人を対象に実施し、属性、自転車の所要有無、日常の行動における自転車利用頻度（平日・休日別）を把握することで、日常的に自転車を利用する人を約 1,000 人抽出（性・年齢・地域に偏りがないように配慮）する。
・「②本調査」は、①で抽出した自転車利用者を対象に、日常的な自転車利用実態（目的別発着地、自転車走行・駐輪・ルール順守実態等）を把握するとともに、自転車利用に際しての課題、ニーズについて把握し、整理する。
・なお、第４回道央都市圏パーソントリップ調査（2006 年度調査）等の他の調査項目と整合を図り、経年的な自転車利用実態の変化の把握を行う。

（３）報告書とりまとめ

前述の内容を報告書として取りまとめる。

３．スケジュール

計画案の素案を 12 月中に作成し、その後、関係機関との協議を踏まえた修正を行い、計画案を作成する。

４．業務期間

業務期間は令和２年２月 28 日（金）までとする。なお、各作業については、関係機関等での作業等での作業期間も考慮したうえで、検討・立案作業を進めること。

５．提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、札幌市に提出しなければならない。

（１）着手時

ア　業務着手届
イ　業務責任者等指定通知書
ウ　技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）

エ　業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表（緊急時を含む）、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。

また、各章に示す業務の内容に関わる作業についても、その都度、札幌市業務担当職員の承諾を受けてから実施すること。

なお、業務計画書の提出に当たっては、主任技術者が立ち会うこと。

（2）完了時

ア　業務完了届

イ　成果品目録

ウ　成果品（報告書等）

6．資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないよう十分に留意すること。

7．業務責任者、技術者及び照査技術者

（1）受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（2）業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行なわなければならない。

（3）受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

8．成果品（提出図書）

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることとする。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。

成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。

（1）提出すべき成果品

ア　報告書（内容については特記仕様書に記載）

イ　議事録

ウ　業務月報（業務日報）

エ　その他業務主任から指定されたもの

（２）電子媒体の仕様及び数量

CD：正・副各１部

（３）データの仕様（報告書、資料等）

○ファイル形式

ア　オリジナルファイル

（使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること）

イ　PDF データ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

（４）電子媒体に貼るラベル

以下の情報を媒体のラベルに明記すること。

ア　業務番号（契約年度（西暦下２桁）＋業務番号）

イ　業務名称（例：令和元年度　札幌市自転車活用推進計画策定検討業務）

ウ　完了年月（例：令和２年２月）

エ　発注者名（課名）（札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課）

オ　受注者名（例：株式会社 ABC コンサルタント）

カ　ウイルスチェックに関する情報（下記(5)参照）

（５）ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

ア　使用したウイルス対策ソフト名

イ　ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名

ウ　チェック年月日

１０．検査及び支払

（１）受託者は、全ての業務完了後に札幌市の履行検査を受けなければならない。

（２）業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵(かし)が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

（３）全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

１１．環境に配慮した業務履行

受託者は、札幌市の環境方針(平成 22 年４月１日札幌市長)のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

（１）省資源、省エネルギー

（２）廃棄物の減量・資源化・リサイクル

（３）環境汚染につながる緊急事態への備え

（４）従業員に対する以上の内容の周知教育

１２．貸与資料

・札幌市自転車利用総合計画（平成 23 年度）
・札幌市自転車利用総合計画概要版（平成 23 年度）
・札幌の都市交通データブック 2018（平成 30 年）
※その他、市で所有している自転車関連データは適宜市から提供する。

１３．関連計画等

・札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年度）
・第２次札幌市都市計画マスタープラン（平成 27 年度）
・札幌市立地適正化計画（平成 27 年度）
・札幌市総合交通計画（平成 23 年度）
・札幌市観光まちづくりプラン（平成 29 年度）
・札幌市スポーツ推進計画（平成 25 年度策定）※令和元年度６月に改定
・札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ 21（第二次）」（平成 25 年度）

共通－第７号様式　入札書

入　　札　　書

入　札　金　額	金　　円
調　達　件　名	業務第３３号 令和元年度札幌市自転車活用推進計画策定検討業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
入　札　者　商号又は名称
職・氏　名　　印

入札代理人　氏　　名　　印

備考　１　代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
　　２　代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

共通－第８号様式　委任状

委　任　状

年　　月　　日

（あて先）
札幌市長

住　　所
委任者　商号又は名称
職・氏　名　　印

調達件名　業務第３３号　令和元年度札幌市自転車活用推進計画策定検討業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者　氏　　名　　印

備考１　見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
２　代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
３　委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

役務－第４号様式　契約書

印　紙
貼　付

契　約　書

役務の名称

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

１　契約金額	金	円
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）
２　履行期間	年　月　日から	
	年　月　日まで	
３　契約保証金	「免除」又は「金　　円」	
４　その他の事項	別紙条項のとおり	

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　　月　　日

委託者　　札 幌 市
代 表 者　市長

受託者　　住　　所
商号又は名称
職・氏名

注）印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務－第６号様式　役務契約約款

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第３条　受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

２　前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第５条　受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（監督等）

第６条　委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

２　受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第７条　受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第８条　受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第９条　受託者は、役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

３　受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

役務－第６号様式　役務契約約款

（契約金額の支払）

第10条　受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

３　委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

４　委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第１項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

５　委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第１項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条　受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

２　前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第９条第３項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

３　契約により期日を定めて分割履行する場合は、第１項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

４　委託者の責に帰すべき事由により、前条第２項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条　受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1)　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2)　受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

３　前２項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条　委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2)　契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3)　契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4)　受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5)　その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

２　前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分の

10 に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1)　前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第３条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第１項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第14条　委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条　この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条　受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

２　受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

３　この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。